

青森県報

号外第八十三号

令和八年
九月三十日
(水曜日)

目 次

告 示

○中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金
(第六弾) 給付等業務委託の支出に関する事務の委託…

(地域企業
支援課) …

○右 同 … (同) … (一)

○右 同 … (同) … (二)

○右 同 … (同) … (二)

○右 同 … (同) … (二)

○右 同 … (同) … (二)

○右 同 … (同) … (三)

○右 同 … (同) … (三)

告 示

青森県告示第五百六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳出の支出に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年九月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託年月日

名称	住所又は事務所の所在地	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
青森商工会議所	青森市新町一丁目二の一八	令和 八・九・二	令和 八・九・二五

二 委託した支出に関する事務に係る歳出

中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金(第六弾) 給付等業務委託の支出に関する事務

三 委託期間

令和八年九月十五日から令和九年三月三十一日まで

青森県告示第五百七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳出の支出に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年九月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託年月日

名称	住所又は事務所の所在地	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
弘前商工会議所	弘前市大字上鞆師町一八の一	令和 八・九・二	令和 八・九・二五

二 委託した支出に関する事務に係る歳出

中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金(第六弾) 給付等業務委託の支出に関する事務

三 委託期間

令和八年九月十五日から令和九年三月三十一日まで

青森県告示第五百八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳出の支出に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年九月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託年月日

名称	住所又は事務所の所在地	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
八戸商工会議所	八戸市大字堀端町二の三	令和 八・九・二	令和 八・九・二五

二 委託した支出に関する事務に係る歳出

中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金（第六弾）給付等業務委託の支出に関する事務

三 委託期間

令和八年九月十五日から令和九年三月三十一日まで

青森県告示第五百九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳出の支出に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年九月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託

年月日

名称	住所又は事務所の所在地	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
黒石商工会議所	黒石市大字市ノ町五の二	令和 八・九・二	令和 八・九・二五

二 委託した支出に関する事務に係る歳出

中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金（第六弾）給付等業務委託の支出に関する事務

三 委託期間

令和八年九月十五日から令和九年三月三十一日まで

青森県告示第五百十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳出の支出に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年九月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託年月日

名称	住所又は事務所の所在地	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
五所川原商工会議所	五所川原市字東町一七の五	令和 八・九・二	令和 八・九・二五

二 委託した支出に関する事務に係る歳出

中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金（第六弾）給付等業務委託の支出に関する事務

三 委託期間

令和八年九月十五日から令和九年三月三十一日まで

青森県告示第五百十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳出の支出に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年九月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託年月日

名称	住所又は事務所の所在地	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
十和田商工会議所	十和田市西二番町四の一	令和 八・九・二	令和 八・九・二五

二 委託した支出に関する事務に係る歳出

中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金（第六弾）給付等業務委託の支出に関する事務

三 委託期間

令和八年九月十五日から令和九年三月三十一日まで

青森県告示第五百十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳出の支出に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年九月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託年月日

名称	住所又は事務所の所在地	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
むつ商工会議所	むつ市柳町一丁目一〇の二五むつまちなかオフィス一階	令和 八・九・二	令和 八・九・二五

二 委託した支出に関する事務に係る歳出

中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金（第六弾）給付等業務委託の支出に関する事務

三 委託期間

令和八年九月十五日から令和九年三月三十一日まで

青森県告示第五百十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳出の支出に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年九月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託年月日

名称	住所又は事務所の所在地	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
青森県商工会連合会	青森市新町二丁目八の二六	令和 八・九・二	令和 八・九・二五

二 委託した支出に関する事務に係る歳出

中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金（第六弾）給付等業務委託の支出に関する事務

三 委託期間

令和八年九月十五日から令和九年三月三十一日まで

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十四円九十五銭